

満州国における「蒙地奉上」について

——「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」をもとに——

ひろ かわ き ほ
広 川 佐 保

- はじめに
- I 土地制度調査会の決定と蒙政部の蒙租徴収強化政策
 - II 「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」
 - III 「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」の内容検討
 - IV 蒙地奉上に至る過程
おわりに

はじめに

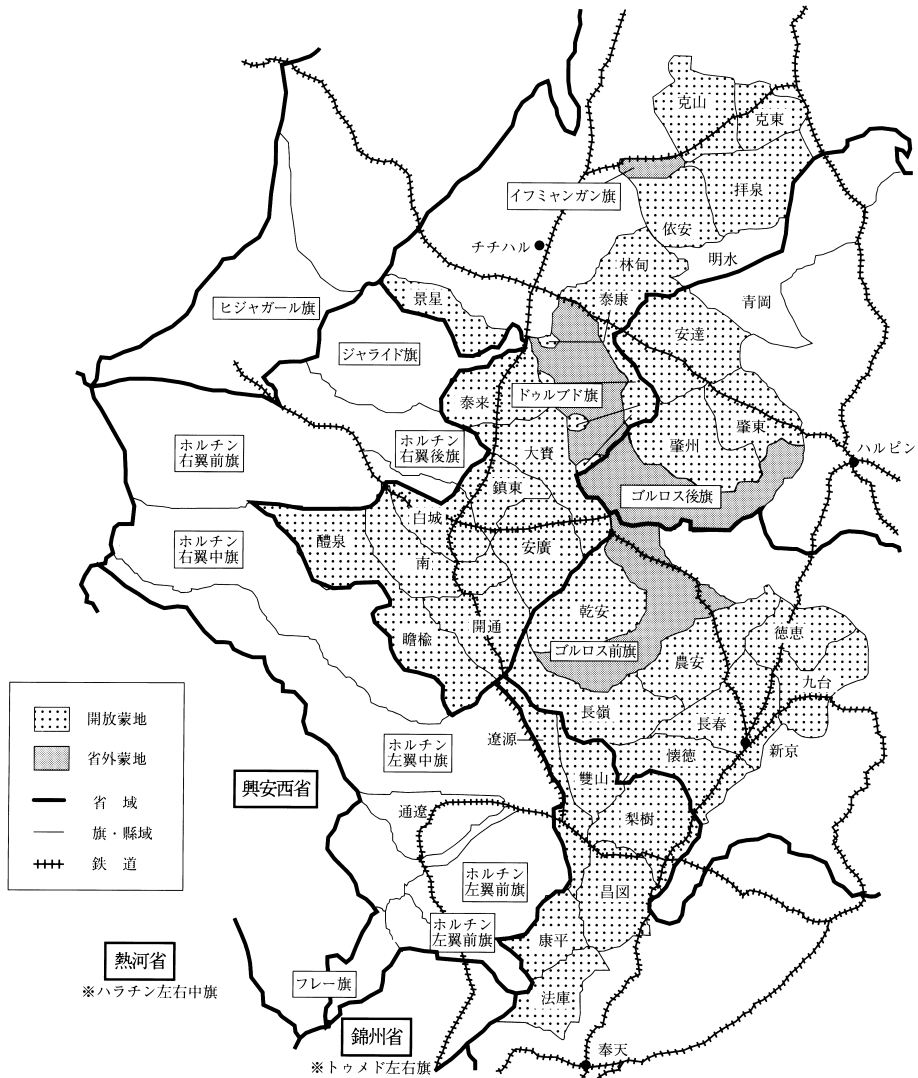
清朝時代、内モンゴル東部地域では、漢人農民の移住開墾を禁止する封禁政策がとられていたものの、実際には開墾が進んでいた。清末の「新政」を経て、内モンゴル東部地域では、入植者である漢人と現地のモンゴル人とのあいだに土地を巡る複雑な権利関係が作り出されていた。1930年代当時、これらの地域では、そうした旧慣に加え、清朝時代、民国時代の東三省各政府により実施された土地制度が重層的に展開し、土地権利関係が複雑に絡み合う状況が生まれていた。

これら内モンゴル東部地域における土地制度において大きな転機となったのは、1932年の「満州国」^(註1)の樹立である。満州国政府は1932年にモンゴルの王公制度を廃止するとともに、興安局を設置し、モンゴル人を統治しようとした。モンゴル側も「自治」を求めて満州国に参

加した。その一方で、関東軍は、満州国建国初期より満鉄経済調査会が作成した「満州国土地制度改革案」をもとに「満州国土地制度調査及整備に関する件」をまとめ[南満洲鐵道株式会社経済調査會 1935]、これに基づいて満州国では1935年より「地籍整理事業」に着手していった^(註2)。ところが、地籍整理事業の過程でモンゴル側と満州国政府はモンゴルの土地(蒙地)の処理を巡って大きく対立し、結局、満州国政府は蒙地の処理を強行してゆく。これにより従来モンゴル側が治めていた、いわゆる「開放蒙地」(図1参照)は、行政的にモンゴルから切り離され、同時に従来モンゴル側が蒙地に対して有してきた諸権利も断ち切られることになる。当時、これを「蒙地奉上」とよんだが、このとき定められた行政区域は、現代の中国の行政区画にも継承されている。これらの点から見ても、蒙地奉上は、内モンゴル東部地域社会にとって大きな節目であったといえよう。筆者は旧稿[広川 2000]で、1931年から蒙地奉上に至るまでの過程について論じた。本稿では満州国時代における蒙地奉上の具体的な実施過程とその内容について明らかにする。

近代内モンゴル東部地域の開墾とモンゴル・漢人の関係にかかわる先行研究のうち、近年ではブレンサイン(1999)が、満州国時代の資料

図1 開放蒙地調査報告書調査対象地域（1938年）

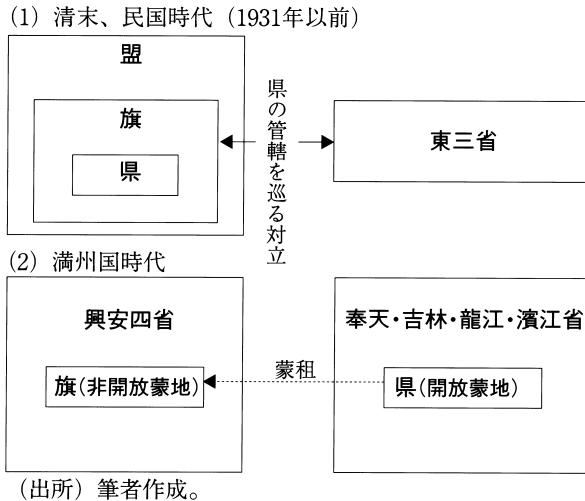


(出所) 「調査資料」第1～5輯（第3輯は欠）、興安局(1938c)をもとに作成。

と現地調査や档案史料を元に、開墾と移動のプロセスについて明らかにしている。王(2000)もこれらの満州国時代の調査資料と中国各地の档案史料を用いて、清朝時代における同地域の開墾過程について検討している。康(2000)は、内モンゴル東部地域における張学良政権下の開

発事業についてまとめたものである。また、Bao(1999)は、現地のモンゴル人への聞き取りなどをもとに、近代の内モンゴル東部のホルチン地域における農業化の問題について論じており、そのなかで満州国時代の政策についても触れている。上記の先行研究を踏まえた上で、

図2 開放蒙地（県）を巡る関係図



本稿では、近代内モンゴル社会において、この蒙地奉上がいかなる歴史的意味を持つのか、検討を加えていく。

1930年代、満州国政府は、この蒙地奉上を実行に移すために、内モンゴル東部地域を対象とした調査を実施し、多くの報告書を作成していた。本稿では、蒙地奉上の指針となった「蒙地整理案」と、その後の具体的な政策立案のため作成された「開放蒙地調査資料」などの資料を用いて、当時モンゴルの土地に存在していた、蒙地における所有権や蒙租の問題について考察を試みたい。

I 土地制度調査会の決定と蒙政部の蒙租徴収強化政策

モンゴルの行政区画である「旗」の地域は蒙地と呼ばれ、開墾（蒙地開放）が行われた地域には「県」がおかれ、これを「開放蒙地」と呼んだ。清朝時代、蒙地では封禁政策により牧地の開墾は禁止されていたが、実際は各地域で開

墾が進んでいた。開放蒙地において、入植者は県から税を、それぞれが属する旗からは「押租銀」（蒙地開放の際、土地の報領者が納付する権利金の一種。なお、報領者とは官署に届け出て権利を取得したものを指す）、「蒙租」（蒙地に課せられた地租）を徴収されていた。旗は県に独自の機関である蒙租徴収機関（地局、あるいは蒙租徴租局）を設置して蒙租を徴収し、これを旗と国のあいだで分配していた。開放蒙地における入植者には、土地に対し、「業主権」（所有権）ではなく、一種の「永佃権」、「永租権」が与えられ、開放蒙地の「所有権」は「モンゴル人王公・旗」に帰するとされた。清末以降、清朝はいわゆる「新政」により、入植推進政策へと転換していった。さらに民国時代以降、これらの地域では各地方政府により、開放蒙地の権利関係の整理が進められるとともに、蒙地開放も継続された。民国時代、県は旗内にあったものの、行政的には東三省に所属していたため、これら県の管轄を巡って、省と旗のあいだで対立が生じていた（図2参照）。満州国時代、県は省に

組み込まれるが、蒙租は旧慣のまま旗の収入となっていた。このため、満州国政府は「近代的」土地制度を確立していこうとするが、これら開放蒙地における旗と省、およびモンゴル側と入植者の複雑で重層的な権利関係をいかに整理するかが問題となる。これらの問題の解決を図るため、満州国土地局は「地籍整理事業」により、開放蒙地におけるモンゴル側の諸権利を国家に移譲させた上で、それぞれの土地の耕作者に「所有権」を認めることを計画した。ところが、1936年3月に開催された第1回興安各省省長会議において、興安北省省長の凌陞をはじめとするモンゴル人官吏は、モンゴル人の蒙地に対する「総有権」（法律上、人格の付与を受けない団体が総有団体として物を所有する場合における共同所有の形態）を主張し、土地局の方針と真正面から対立した。蒙政部も満州国政府に対し、モンゴル側の立場に立って意見を述べたものの、両者の板ばさみの状態におかれた。これに対し、同年4月、満州国政府はソ連に密通した嫌疑により凌陞を処刑し（凌陞事件）、モンゴル側の反発を押さえ込んでゆく。その一方で満州国政府は、同年3月に臨時土地制度調査会を土地制度調査会に、土地局は地籍整理局に改編し、それぞれの組織の権限強化を図っていた。続いて満州国政府は、同年11月に土地制度調査会第1回委員会を開催し、そこでは土地制度調査会小委員会が作成した「蒙地整理案」をもとに、開放蒙地におけるモンゴル側の諸権利を否定し、土地権利関係を単純一元化してゆくことを決議したのであった。

このような満州国政府の方針に対し、蒙政部側は1937年2月、「旗員講習会」を実施し、独自の蒙租徴収強化政策をとってゆく^(注3)。この

旗員講習会は、表向きは官吏の能力を高めるものと称されたが、実際の講習会の内容は、蒙租徴租局の組織の改善を図るためのものであった。臨時土地制度調査会第2回委員会（1936年12月）等の会議で、土地局をはじめとする政府諸機関は、旗側が自力で蒙租を徴収できないことを指摘していた。そのため蒙政部は、モンゴル側の開放蒙地に属する権利を再確認させるため、蒙租徴租局の改善を図ろうとしていたと考えられる。

蒙政部は、政府公報等で「旗員講習会」に参加する徴租局職員（日本人）を募集し、応募者約100名の中から20数名を採用した。これに各旗から派遣された旗職員とあわせて最終的には29名を対象に約2カ月間、蒙政部会議室で講習を実施した。講師は蒙政部の各科長があたり、1日4時間の講義のなかで、国内の税制、徴税事務、蒙地および蒙租、モンゴルの行政機構、語学などを教授した。蒙政部は講習の終了後、各旗の徴租局に人員を配置した。各旗の徴租局に派遣された人員は、そこで蒙租の徴収強化にあたり、実際に蒙租徴収増加に成功した例もあった〔広川 2001, 4-15〕。

1937年7月、満州国政府は、蒙政部の廃止を発表する。その後、蒙政部を継承した興安局は、調査機関としての機能を持つにすぎなかった。蒙政部廃止後、蒙政部の日本人官吏は異動させられ、興安局には新たに外部から官吏が配属された。このような満州国政府の蒙政部廃止の施策に対し、蒙政部の役割に期待を寄せていたモンゴル側は大いに幻滅を感じた。その後、満州国地籍整理局などの諸機関は、1937年4月頃より、錦州・熱河省のいわゆる「錦熱蒙地」奉上にむけて、実態調査と整理要綱制定に着手して

いた^(注4)。その一方で、興安局が主体となって1938年2月から6月にかけて開放蒙地の調査を行い、同年10月、蒙地奉上を実施した。これにより、モンゴル側が開放蒙地に対して有していた諸権利は、全て国家に移譲されたのであった。

II 「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」

1. 「蒙地整理案」の基本的方針

以上のような過程を経て、開放蒙地における諸権利は国家に委譲されることになったのであるが、ここではまず、蒙地奉上の指針となった「蒙地整理案」[土地制度調査會小委員會 1936]について検討したい。1936年4月から6月中旬に、土地制度調査会の委託を受けた土地制度調査會小委員会は、蒙地および「皇産」(清朝皇帝の財産)の調査を行った。なお、小委員会の実質的な現地調査は50日余りであった(表1参照)。このときの小委員会のメンバーは、天海謙三郎^(注5)、亀淵龍長^(注6)、杉本吉五郎^(注7)らであった。彼らはいずれも、以前に満鉄あるいは関東都府府などに所属し、慣行調査・土地調査や土地行政に携わっていた。亀淵が蒙地の調査を、天海が皇産の調査をそれぞれ担当し、杉

本が両調査のとりまとめにあたった。

それでは、次に「蒙地整理案」の基本的方針について見てゆくことにしたい。「蒙地整理案」は、具体的事例をもとに、開放蒙地において「所有権」(かりに所有権なる文字を使用する、との注釈あり)を確立し、権利関係を単一化していくことを目指した。まず、「典、押、租権」に名をかりて、事実上永久に土地の用益権を獲得したもの(多くは漢人農民)に「所有権」を認めるとした^(注8)。モンゴル人が蒙地開放時に、旗より分与された「生計地」(留界地ともいう。蒙地開放時、モンゴル人の生活維持を図るため、支給した土地)は、名義人であるモンゴル人、ないしその相続人に所有権を認めた^(注9)。また、蒙地開放後における「払い下げ未済」の土地は、場合に応じてモンゴル人の私有・旗有・県有・村有とした。寺廟地や寺廟に関しては、慣習をそのまま保持して管理人に所有を認めるとし、義地(共同墓地)や牧場も旧来の慣行に従い、県・村、あるいは数村に所有権を認めた。非開放蒙地については、開墾された土地には耕作者に所有権を認め、遊牧地域では用途に応じて草原を残し、これを旗有、あるいは村有にするという方針を示した。

従来開放蒙地において蒙租徴租局が徴収した

表1 臨時土地制度調査會小委員会の調査(1936年4～6月)

調査期間	調査者	調査地域
1936年4～5月末	天海謙三郎、杉本吉五郎	熱河、東寧地方
同年5月初～中旬	亀淵龍長	懷徳、梨樹、昌図、法庫、康平、遼源、通遼、洮南、王爺廟
同年5月末～6月中旬	亀淵龍長、杉本吉五郎	農安、ゴルロス前旗、大賚、洮安、鎮東、泰来、イフミャンガン旗、興安東省、興安北省の一部

(出所) 土地制度調査會小委員會(1936)、滿洲帝國政府地籍整理局(1937)。

蒙租の一部は、旗の収入となっていた。1932年の王公制度廃止以降も、旗財政は旧王公財政と一体化しており、満州国政府はその実態をつかみきれていなかった。「蒙地整理案」は、旗が行政管轄外の各県に徴租局を設け、蒙租を徴するのは不合理であるとし、蒙租徴租局を国税徴収機関・県公署に合併し、蒙租を国税に転換する方針を示した。ただし、これにより旗の収入が大幅に減少するため、それまで旗の収入に帰していた蒙租（建国後の最高額収入年度を標準とする）以上の金額を、蒙政部を通じて旗に補填するとした。これらをモンゴル人の負債整理、生活救済、教育普及、勸業指導等の経費にあてることも付け加えた。蒙租廃止により、大幅に収入減となる旧王公に対しては、生活費として、一代に限り従来の身分に応じて一定額の生計費を補給するとし、また才覚あるものは官吏・名誉職につけることなどを提案した。「蒙地整理案」の見解によれば、蒙租の国税化と徴租局廃止は重大問題ではあるが、「国家ニ大累ヲ及ボサズ」、むしろ土地整理によって地租や旗収入は増加し、これによって「蒙人ノ幸福ヲ増進スルカ如キ方法ヲ構スルコトニ依リ」、徴租権解消は最も得策であるとしていた〔土地制度調査會小委員会 1936, 32-33〕。

以上のような方針によって「蒙地整理案」は、開放蒙地における諸権利関係を単純一元化していこうとしていた。しかし、蒙地開放の歴史的経緯や重層的な権利関係を考えた場合、「蒙地整理案」の方針はモンゴル側に簡単に受け入れられるものではなかった。

2. 「開放蒙地調査資料」

前述したように、「蒙地整理案」に関わる調査は、短期間に、そして局地的になされたもの

であった。そのため、1938年の蒙地奉上にむけて満州国政府、および興安局は、開放蒙地の具体的な権利関係を確定するために、さらに詳細な調査を実施しないわけにはいかなかった。このとき各県（開放蒙地）ごとに実施された調査の結果をまとめたものが、「開放蒙地調査資料」（以下、調査資料）^(注10)である。

すでに吉田（1998）が指摘しているように、興安局は、まず開放蒙地（県）ごとに調査を実施し、謄写版の「開放蒙地調査資料第〇輯〇県開放蒙地調査資料」を作成した〔例えば、興安局 1938a；1938b など〕。さらにこれを所属する旗ごとに編集したものが、この「調査資料」である。この「調査資料」は、興安局、地籍整理局、満州国内務局の日本人職員が中心となり、実際に開放蒙地に赴き、1週間程度現地で聞き取り調査と文書調査を実施し、作成した資料である（表2参照）。このときの調査の多くは満鉄編纂の『満州旧慣調査報告書 蒙地』（1914年）を下敷きに実施された。さらに「調査資料」は、旧慣調査以降の民国時代から1930年代までの蒙地に関する資料や記述を多く含んでいる点で、貴重なものであるといえよう。ただし、この「調査資料」には資料的限界もあった。例えば清末から民国時代にかけての蒙地開放により、利益を得、大地主となったものが多く存在していた。そのうち、反満州国の立場を取った人物の財産は「逆産」として処理されたが、満州国高官となった人物の土地について、「調査資料」はほとんど言及していない。また、調査には、必ずしも専門的な知識を備えた人物がたったわけではなく、現地資料も十分に把握しきれていなかったため、「調査資料」の内容や質にはかなりのばらつきがあった。

表2 開放蒙地調査日程, 調査員 (1938年2~6月:再調査9月)

(1) ゴルロス前旗 (1~6, かつこ内の数字は, 各旗所属県を示す)

	県名	調査機関・調査者	調査日程
1	新京特別市/長春	興安局・竹村茂昭, 瀧川惇, 岩野一夫, 斉之平勇雄/地籍整理局・吉野敏夫	6/ 1~6/ 7
2	徳恵	興安局・竹村茂昭, 橋本重男, 青崎庄蔵, 安念一郎 (再調査:興安局・竹村茂昭, 青崎庄蔵, 張永録 9/1~9/4)	2/21~2/26
3	九台	興安局・竹村茂昭, 張納川, 安念一郎/地籍整理局・西村好夫/内務局・湯浅正夫	4/27~4/30
4	農安	興安局・瀧川惇, 岩野一夫, 斉之平勇雄/地籍整理局・吉野敏夫	4/27~5/ 3
5	長嶺	興安局・竹村茂昭, 張納川, 安念一郎/地籍整理局・西村好夫/内務局・湯浅正夫/ゴルロス前旗参事官 正野 [友重]	5/ 2~5/10
6	乾安	興安局・瀧川惇, 岩野一夫, 斉之平勇雄/地籍整理局・吉野敏夫	5/ 4~5/10

(出所) 「調査資料第1輯」.

(2) ゴルロス後旗 (7, 8)・ドゥルブド旗 (9~11)・イフミヤンガン旗 (12~15)

7	肇東	興安局・松山一男, 竹村茂昭, 張納川/地籍整理局・田井武夫/内務局・湯浅正夫	5/25~5/30
8	肇州	興安局・松山一男, 張納川/地籍整理局・田井武夫/内務局・湯浅正夫	5/31~6/ 7
9	泰康	興安局・橋本重男, 楨篤二/内務局・三井佐雄/地籍整理局・窪寺元	?
10	林甸	興安局・橋本重男, 楨篤二/内務局・三井佐雄	5/24~5/29
11	安達	興安局・緒方 [秀夫], 川邊, 岡村 [忠雄], 入江 [好一] /地籍整理局・宮本 [臣]	3/30~4/ 5
12	拜泉	興安局・山根順太郎, 岡村忠雄, 李徳峻, 入江好一/地籍整理局・宮本臣/内務局・古高敏昭	5/19~5/25
13	依安	興安局・山根順太郎, 岡村忠雄, 李徳峻/地籍整理局・足立慶四郎/内務局・井ノ口易男	5/11~5/18
14	克東	興安局・山根順太郎, 岡村忠雄, 李徳峻, 入江好一/地籍整理局・宮本臣/内務局・古高敏昭	4/21~4/26
15	克山	興安局・山根順太郎, 岡村忠雄, 李徳峻, 入江好一/地籍整理局・宮本臣/内務局・古高敏昭	4/12~4/21

(出所) 「調査資料第2輯」.

(3) ホルチン左翼前旗・後旗・中旗 (16~23は各旗に混在)

16	法庫		
17	康平		
18	昌図		
19	梨樹・四平街	興安局・竹村茂昭, 田口義男, 正野友重, 吉田長市, 李徳峻	3/14~3/19
20	懷徳		
21	遼源		
22	雙山		
23	通遼		

(出所) 大連市図書館社会科学参考部・黒龍江省図書館採編部 (1983).

(注) 「調査資料第3輯」は刊行されたか不明。県別資料である開放蒙地調査資料については, 16, 19, 23の存在が確認できる。また, 興安局 (1938b) によれば, 本調査 (梨樹・四平街) は徳恵県に次ぐ第2回目の試験調査であり, そのため興安局職員のみで実施したと記されている。

(4) ホルチン右翼中旗 (24, 25)・前旗 (25~28)

24	瞻 榆	興安局・田口義男, 橋本重雄, 三浦重三郎/内務局・井ノ口易男/地籍整理局・大島昌明	4/21~4/27
25	禮 泉	興安局・田口義男, 三浦重三郎/地籍整理局・大島昌明	4/ 5~4/12
26	開 通	興安局・田口義男, 三浦重三郎/内務局・井ノ口易男/地籍整理局・大島昌明	4/27~5/ 3
27	洮 南	興安局・青崎庄蔵, 松山一男, 張永録, 佐田伊平/内務局・井ノ口易男/地籍整理局・窪寺元	4/ 6~4/11
28	白 城	興安局・青崎庄蔵, 松山一男, 張永録, 佐田伊平/内務局・井ノ口易男/地籍整理局・窪寺元	3/30~4/ 6

(出所) 「調査資料第4輯」.

(5) ホルチン右翼後旗 (29, 30)・ジャライド旗 (31~33)

29	鎮 東	興安局・田口義男, 入江好一/地籍整理局・大島 [昌明]	5/25~5/31
30	安 廣	興安局・田口義男, 三浦重三郎/山崎千里/地籍整理局・大島昌明	5/18~5/23
31	大 賚	興安局・青崎庄蔵, 松山一男, 張永録, 佐田伊平/内務局・井ノ口易男/地籍整理局・窪寺元	4/27~5/ 3
32	泰 来	興安局・青崎庄蔵, 張永録, 佐田伊平/内務局・古高敏昭/地籍整理局・窪寺元	5/11~5/18
33	景 星	興安局・青崎庄蔵, 張永録, 佐田伊平/地籍整理局・窪寺元	5/23~6/ 1

(出所) 「調査資料第5輯」.

以上のような経過を経て、これら2つの資料は作成されたが、「蒙地整理案」の作成には、開放蒙地の権利を移譲させるという前提があった。これに対して、「調査資料」では、それぞれの開放蒙地の具体的な処理方針を策定するために蒙地を調査したものであり、その実態について触れないわけにはいかなかった。このように、これら2つの資料は、同時期に作成されていながらも、その内容と性格を異にしていた。以上の点を踏まえた上で、各地域の開墾の歴史的経緯を追うとともに、「蒙地整理案」の具体例と「調査資料」の内容を照らし合わせることによって、そこに現われたいくつかの具体的な事例をもとに蒙地に関わる問題を論じてみたい。

III 「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」の内容検討

1. 旧吉林省所属開放蒙地——ゴルロス前旗借地養民をめぐる——

ゴルロス(郭爾羅斯)前旗は、清朝時代には「封禁制度」がとられていたものの、はやくも乾隆末期から「借地養民制度」により開墾が進められた[安念 1941, 24-25]。借地養民制度とは、清朝が雍正初年、山東地方の大飢饉を救済するために実施した制度であり、災害地域の農民を内モンゴルに移住させ、春から秋まで耕作させ越年は許可しないというものであった。ところが実際は農民の定住化が進み、清末までにゴルロス前旗開放蒙地のほとんどの地域で耕地化が進んでいた。このように、借地養民の制度

は実態とかけ離れたものとなっていたが、旗側が発行する「執照」(地券の一種)面には、その土地が借地養民地であることが記載され続けていた。また、開放蒙地における佃戸も、自分が耕す土地が蒙地であるとの認識を持っていた。例えば、徳恵県での聞き取り調査では、農民がみな自分の耕作地が蒙地であることを認識しながらも、かつ土地に対する権利には不安を持っていないことが報告されている[「調査資料第5輯」108~117ページ]。

「蒙地整理案」は、ゴルロス前旗の開放蒙地が借地養民地であることを認めつつも、現在使用されている地券には、清朝時代に記された「撤地另佃」(土地を回収し、永佃権を取り消すこと)などの文字が削除されていることを指摘し、「最近ニハ時勢ノ変化、政府ノ對蒙政策ノ変化ニ連レ耕種権者ノ土地ニ對スル権利モ漸ク強大ヲ加ヘ例令蒙租滞納ノ事実アルモ旗当局ハ租権ヲ回収シテ他人ニ出租スルコトハ実行不可能」であるとの見解を示した[土地制度調査會小委員会 1936, 8]。また、「蒙地整理案」は、これらの開放蒙地における「領戸」(地主)、「業戸」(その土地において実質的に支配経営力を有するもの)は、蒙地開放時に一定の「地価」を納めて「用益権」^(註11)を取得しているとし、これに土地所有権を認めようとした[土地制度調査會小委員会 1936, 8]。ここでの「地価」とは、従来、旗の発行する執照面などに「押租銀」、「押荒銀」と記されていたものであり、いわば権利金の一種のようなものであった。ところが、清末から民国時代にかけて、執照の発行など土地に関わる事務手続きが、旗の機関から省・県の機関に奪われていくなかで、これら「押租銀」、「押荒銀」は「地価」とみなされていった。つ

まり、「蒙地整理案」は、民国時代の方式を踏襲して、蒙地における「押租銀」を「地価」と解釈することによって、開放蒙地における「領戸」(地主)、「業戸」らが有していた「用益権」を「土地所有権」に転換していこうとしたのである[土地制度調査會小委員会 1936, 8]。ただし、興安局の調査では、この「押租銀」が現実に支払われたかどうかかわからない土地もあり、ゴルロス後旗側も、長春から徳恵県一帯では「押租銀」が納められていないと主張していた^(註12)。

このように「調査資料」は、「蒙地整理案」の見解と実際の状況が異なることを示していた。

清末の「新政」以降、ゴルロス前旗では、非開放の蒙地を対象に大規模な開墾政策が進められるとともに、すでに開放された地域における権利関係の整理も行われた。1904(光緒30)年以降、吉林將軍達桂は、長春の東北に位置する方塔地方を開放するように旗に求めた。同旗のジャサク(旗を治める世襲の王公)であるチメドサムビルは、同地方はすでにモンゴル人旗民が開墾しており、「今之を開放すれば蒙古人の生計を困難ならしむる」と拒否したものの、負債を抱えていたため、代わりの土地を開放せざるを得なかった。これは後に長嶺県の一部となった[「調査資料第1輯」254ページ；田・馮 1991, 105]。

従来、ゴルロス前旗直属の租子櫃(地局)は毎晌420文の蒙租を徴収し、そのうち20文を地方官等に納めていた。ところが、1908年以降、新設された審判庁の運営費捻出のため、蒙租420文(毎晌)に国税240文が付加されることとなり、蒙租と国税の比率は6対4となった[「調査資料第1輯」91~92, 97~98ページ]。1910年以降、租子櫃の組織は次第に改組させられてい

き、蒙租の比率も変化した^(注13)。

民国時代に入り、吉林省政府は吉林全省清理田賦局等の機関をおき、土地に関わる訓令を發布し、省内の土地の整理を実施していった。その一環として吉林省は1917年前後、「蒙地自報升科章程」により、開放蒙地である長春、農安、徳恵、長嶺各県に対して、各県主導のもと、執照に記載されていない「浮多地」（新たに開墾された土地を指す）を調査し、これに課税しようとした。さらに田賦局は、従来旗が行ってきた地券発行業務の一部を請負い、一般民地と同様の事務手続きをとろうとした。

これに対し、当時ジリム盟盟長でもあったチメドサムビルは、「当該四県の蒙地は元来旗の私産であって、官荒〔国有の未墾地—引用者注、以下同じ〕ではなく、（中略）借地養民を奏明して開放〔貸し出すこと〕してきたものなので、他の土地と同じようにあつかうわけにはいかないと反論した。また、土地が豊かでないため、今まで租賦（蒙租）を割り引いており、これを変更したならば民衆の反抗を惹起する、と述べていた。一方、吉林省政府側は、1921年上記の章程に修正を加えて発布しようとしたが、浮多地の調査員による不正が多発し、また農民の反対も起きたため、結局これらの蒙地の整理を断念した〔「調査資料第1輯」59ページ〕。

民国時代までにゴルロス前旗の大半の土地が開墾されていくなか、旗の西北部に残された未開放地域にも続々と漢人の入植が進んでいった。1917年頃、吉林省側の蒙地整理政策に危機感を覚えた同旗のモンゴル人旗民達は、ゴルロス前旗に対し生計地の分与を求め、旗から18歳以上の男子1人当たり100晌の生計地を分与された。一方1925年頃、吉林省は旗に対し新たな蒙地開

放を要求した。ところがこの時、吉林省が要求した地域は、1917年に旗民に分与された生計地の約7割が集中する地域であった〔興安局1940, 5-6〕。そのため、ジャサクのチメドサムビルや旗民達は反対したが、結局、吉林省側は約50万晌の土地の「勘放」（土地を調査・測量して払い下げること）を計画し、1927年以降、これらのうち約25万晌が開放された。これらの地域はちょうどゴルロス前旗の中央部に位置していた。1933年にこれらの地域には乾安県がおかれた。もはや旗に残された土地はわずかとなっていた^(注14)。その後の満州国側の調査では、当時開放された土地の約4割を、吉林省の有力者が「報領」（権利を取得すること）しており、このなかには旧吉林省長の張作相とその一族の土地も含まれていた。満州国時代、上記の張作相達の土地約3万晌は「逆産」として国有地となった〔藤波1940, 60-64〕^(注15)。

2. 旧黒龍江省所属開放蒙地——鉄道敷設と黒龍江省の清丈について——

黒龍江省地域周辺における大規模な開墾の直接的契機となったのは、清末におけるロシアの東清鉄道敷設である。その影響を受けて、ジャライド（扎賚特）旗、ゴルロス後旗、ドゥルブド（杜爾伯特）旗、イフミャンガン（依克明安）旗における蒙地開放が始まった。19世紀末、黒龍江將軍恩澤は、東清鉄道敷設により黒龍江省地域においてロシアの勢力が拡大することを警戒し、国境の防備に備えるため、まずジャライド、ドゥルブド、ゴルロス後旗の3旗に蒙地開放を奏請し、漢人農民を入植させようとした。

当時、ジャライド旗では、「金丹道事件」^(注16)の影響により、ハラチン・トゥメドの各旗から外旗人や漢人が移住し、光緒初年頃より小規模

ながら開墾が始まっていた^(注17)。20世紀初頭、東清鉄道の敷設にともない、まずジャライド旗において張心田により「扎賚特旗蒙荒章程」が策定され、モンゴル人旗民の反対にもかかわらず、開墾が開始された〔「調査資料第5輯」79～80ページ〕。また、同じ頃ゴルロス後旗では、モンゴル人王公等のあいだで土地を巡る争いが生じていた。これにロシアが介入することを恐れた黒龍江將軍側は1901年に急遽、鉄路両旁行局を設け、東清鉄道両側の土地から開放し、漢人を入植させていった〔「調査資料第5輯」92ページ〕。

ドゥルブド旗でも、1905年に旗と黒龍江將軍の合同作業により、東清鉄道両側の土地の開放が行われた。同旗の土地はやせており、移民の移入は進まなかったが、民国時代、省・県の役人が利権を独占しようとして旗に無断で開放を進めたため、旗と県の間で紛争が生じた^(注18)。このような蒙地開放の過程の中で、旧来はドゥルブド旗の土地であったとされる林甸県の半分や、旧安達県城以東の地域を、省は蒙地とは認めず、旗は蒙租を徴収できなくなっていた〔「調査資料第2輯」260、264ページ〕。同じく、イフミャンガン旗は、伝承によれば、従来、拝泉、依安各県全域、および青岡県、蘭西県の一部を旗の範囲としていた。しかし20世前半までに、旗の大部分の土地は「省界地」（省の土地）とされてしまっていた。興安局の調査の時点で文書等により開放蒙地と認定できる土地は、もとの旗の土地の半分程度でしかなかった〔「調査資料第2輯」300ページ〕。

また、これら黒龍江省に組み込まれた開放蒙地では、省は一部を除いて旗側の地局設置を認めず、県に蒙租の徴収業務を行わせ、そのうち

の6割を旗に与えるという方法をとった。イフミャンガン旗の開放蒙地では、1913年の蒙地開放当初、県に代徴を依頼していたが、17年、旗自ら租賦局を設置し、蒙租の徴収を行った。満州国期の1937年、再び蒙租の徴収は県の手によだねられることになった〔「調査資料第2輯」341、359ページ〕。

このように「調査資料」からは、清末以降、東清鉄道の敷設等によりロシアの影響力が強まっていた黒龍江省周辺地域において、清朝はロシア側に土地の諸権利がわたるのを未然に防ぐため、鉄道付近の旗を開放させて漢人移民を送り込んでいったことが理解できよう。これらの開放蒙地は範囲も広がったが、土地が痩せ寒冷的な地域であったため、実際には開墾はさほど進まなかった。

民国時代にはいと、1914年以降、黒龍江省政府は、これまで省内の各地域で個別に行われていた清丈・招墾事務を統一すべく、黒龍江清丈兼招墾局を設け、開放蒙地に分局をおいた。省は「辦理黒龍江全省清丈兼招墾章程」等を設け、各県で「清丈」を実施した。清朝時代、土地の「清丈」とは、新たに開墾された土地の「測量」、「計り直し」を意味していた〔「調査資料第1輯」6ページ〕^(注19)。民国期における「清丈」の手続きとは、新旧執照を交換し、手数料を徴収したうえで、これを省・旗のあいだで分配し、土地の整理を進めるというものであった〔土地局 1934、12〕。蒙地開放時、モンゴル人旗民は旗より生計地を分与されたが、執照の発給はなかった。肇東、肇州各県では清丈の際、モンゴル人が「白契」（官署の印をとみなわない個人間の契約）により漢人に私売したこれらの生計地を、漢人の正式報領地として整理していっ

た〔「調査資料第2輯」9, 13ページ〕。当時の手続きの実態・内容については明らかではないが、「蒙地整理案」は、この時の「清丈」を「払い下げ」と解釈し、黒龍江省側が「清丈」を実施し地券を交換し、「用益権」を「所有権」として取り扱いつつあるので、これを踏襲し、地券面記載の名義人を所有権者としても差支えないとの見解を示した〔土地制度調査會小委員会1936, 20-22〕。これに対し、「調査資料」は、このときの清丈時に発行された地券などの証明書が、実質的業主権の証明となりうるかどうか、疑いがあると述べていた〔「調査資料第2輯」17ページ〕。また、「調査資料」は1930年代当時でさえも、これらの地域において蒙租の徴収が行われるなど、旧慣が残存し、そこに民国時代の制度が重層的に展開していることを強調していた。このように、実際に現地を調査した官吏たちは、蒙地処理を慎重に進めるよう提言していた。

3. 旧奉天省所属開放蒙地

(1)ホルチン(科爾沁)右翼前旗、後旗、中旗 ——清末の開墾とモンゴル独立運動——

ホルチン右翼三旗の地域では、19世紀末の「金丹道」事件を契機に、ハラチン・トゥメドなど南部の旗から居住地を追われたモンゴル人が流入していった。旗の王公やタイジ(貴族)等は、これら流民を招いて私的に開墾させていたものの、20世紀初頭までそれほど開墾は進んでいなかった。ところが、清末の「新政」以降、清朝はこれらの地域を対象に大規模な開墾政策を実施していく。

「新政」前後(1902年)、盛京將軍は、蒙荒行局総辦試用知府の張心田を派遣し、ホルチン右翼三旗の開墾を本格的に実施していく。まず最

初に開墾が実施されたのはホルチン右翼前旗である。同旗のジャサクのオタイは、襲爵の際に負債を負っており、その返済のため、清末より内モンゴル南部から多くの佃戸を招いていた。オタイはこの問題を巡ってモンゴル人旗民と対立していたが、理藩院の調停によりさらなる開墾を禁止することでいったんは解決していた。ところが今度は清朝政府側の「新政」により、封禁政策は開墾政策に転じてゆく。当時、国内のみならず、ロシアからの借款にも苦しんだオタイは、土地の開放により借金を返済するしかなかった〔「調査資料第4輯」145~147ページ〕。1903年、ホルチン右翼前旗では、ジャライド旗の例にならって「札薩克図墾務章程」等を策定し、蒙地開放を実施していった。同旗では、まずオタイの私墾した土地が整理され、1927年まで順次未墾地を開放し、その都度、荒務機関が新しく設置された。ホルチン右翼前旗にならい、1904年にホルチン右翼後旗に、1906年にホルチン右翼中旗に張心田が派遣され、旗民の反対にもかかわらず開墾が実施された。ところが、これらの地域はいずれも鉄道沿線から離れた遠隔地であったため、なかなか移民は集まらなかった。また、ホルチン右翼中旗では、蒙地開放により旗のタイジや壮丁(一般旗民)には生計地が分与されたが、周囲が開墾されるにつれて放牧が困難となり、旗民は逐次生計地を放棄して未開墾地へ移住していった〔「調査資料第4輯」3ページ〕。

1911年、辛亥革命を契機として、北モンゴル(ハルハ)で独立運動が生じるや、ホルチン右翼前旗ジャサクのオタイと、ホルチン右翼後旗のジャサクのラシミンジュールもこれに参加した。このため、同地域一帯は呉陞升軍の襲撃を

受け、多くの家畜を没収されるなど、多大な被害を蒙ることになった。また同時期にトウラ河の大氾濫が生じたため、漢人移民はつぎつぎ他の地域に避難してゆき、開墾事業は頓挫してしまった〔「調査資料第4輯」233ページ〕。独立運動の沈静化後、ホルチン右翼後旗では生活の糧を失ったモンゴル人のなかには農耕へと向かうものも多く生じた〔南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課 1929, 79-80〕。これらホルチン右翼後旗の土地が比較的肥沃であることに着目した同旗のタイジのシューミンガは、1915年に新たに蒙地開放を行い、16年鎮東県地局長に就任した〔「調査資料第4輯」2ページ；科爾沁右翼前旗志編纂委員會 1991, 1002-1003〕^(註20)。

このような混乱状態におかれていたため、ホルチン右翼三旗における「押租銀」や蒙租の徴収は、決して順調ではなかった。ホルチン右翼前旗では、当初ジャライド旗の例に倣い、旗が徴収した蒙租の6割を取得する取り決めであった。ただし、蒙租の徴収開始年代は、1904年とも1908年ともいわれ、はっきりしていない。また、押租銀の徴収も正確に行われたかどうかも明らかではなかった^(註21)。さらに、天災や内外モンゴルの独立運動により、漢人農民が土地を捨てていったので、旗が徴収すべき蒙租の6割は滞納状態にあった〔「調査資料第4輯」120ページ〕^(註22)。1927年に入り、ようやく旗の要求により、県から旗に蒙租土地名冊を移管し、徴租局による蒙租の徴収が始まった〔「調査資料第4輯」120ページ〕。ホルチン右翼後旗では、清末の蒙地開放当初、荒務局、設置局、租賦局などが蒙租徴収にあたっていたが、内外モンゴル独立運動により中断していた。その沈静後に旗の徴租局を設けたものの、事務の緩慢などにより

蒙租の徴収はなかなか進まなかった。ホルチン右翼中旗でも、蒙地開放当初、奉天省の設置した機関が蒙租徴収を行っていたが、成果が上がらないため、1917年ごろから、旗自らが贍楡、突泉に保全局を設けて蒙租の徴収にあたった。ただし、地域によって蒙租は旗に送られず、地局で消費され、完全な土地台帳もなかったという〔「調査資料第4輯」73, 78ページ〕。このように「調査資料」も、旗が蒙地開放の際に、「押租銀」を確実に徴収したかどうかを把握しきれていなかった。

一方、「蒙地整理案」によると、ホルチン右翼三旗の開放蒙地において、民国初年以降、モンゴル人王公の権力が失墜し、蒙租の滞納も多く見られるとしていた。また同案は、ゴルロス前旗の開放蒙地の場合と同じく、これらの地域における「領戸、業戸」も、蒙地開放時に一定の「地価」を納めて「用益権」を取得しているとみなし、彼らの権利は事実上、土地所有権と同一であると判断していた〔土地制度調査會小委員會 1936, 16-17〕。

(2)ホルチン左翼前旗、後旗、中旗——「六県清丈」を巡って——

ホルチン左翼前・中・後旗では、乾隆年間、あるいは嘉慶年間(19世紀初頭)より招墾が始まったとされる。清朝よりたびたび禁令が下されたものの、ここでも封禁政策は有名無実化していた。前述したように、ホルチン左翼三旗の開放蒙地を対象とした「調査資料」第3輯は今のところ見つかっていない。そこで県別の調査のひとつである「奉天省梨樹県開放蒙地調査資料」を用いて、特に「蒙地整理案」が問題とした六県清丈について論じることにした^(註23)。なお、梨樹県はホルチン左翼中旗の開放蒙地で

ある。

清朝時代、蒙地開放が進むにつれ、これらの地域で旗は現地に地局を設置し、そこで地券（地照）を発行し、蒙租を徴収した。これと並行して、旗はその地域で生計をたてていたモンゴル人旗民に対して、代償として一定の生計地（留界地、屯界ともいう）を与え、蒙租を免除した。次第に蒙地開放が進むにつれ、旗民たちの中には、漢人との混住を嫌い、生計地を漢人農民に貸し与え、旗の北部へ移住していくものが増えていった。これら「生計地」を漢人に貸し与えたモンゴル人は、共同で地局を設置して秋期に蒙租を徴収し、各自の収入としていた。これらの地局は「小地局」と称された。1920年代当時、ホルチン左翼中旗の開放蒙地にはこのような小地局が数多く散在していた。

民国時代に入ると、急速な財政費用の捻出に迫られていた奉天省政府は、管轄する省内の土地の整理を実施し、そこから得られる収入をもって新たな財源を確保しようとしていた。まず、奉天省政府は1914年に奉天全省官地清丈局を設置し、省内の土地の「清丈」を実施していった。次に、奉天省政府は、1927年から28年にかけて「丈放昌懷等六県佃租地畝章呈」（以下、章程）を設け、ホルチン左翼前旗、同中旗、同後旗に所属する昌図、懷徳、梨樹、法庫、康平、遼源等、すでに県が設置されている地域において清丈を実施したのであった。

まず、奉天全省官地清丈局（以下、官地清丈局）は、6県内の住民に対し、各自が耕す土地を申告させていった。これらの土地には、モンゴル人王公が永租権を有する土地や、未升科地（課税がなされていない土地）、地券面外の私墾地、漢人がモンゴル人から買収した土地などがあっ

た。この際官地清丈局は、従来地局が発行してきた地券を、奉天省公署の発行する地券に順次変更していった^(注24)。新たに発給された地券には、それまで地局の地券に用いられてきた「兌」（売買を禁止された土地の譲渡を指す）は「買契」（「押荒銀」は「地価」と表示されるようになったという。その際に、それぞれの土地の耕作者に「地価」と「照費」（手数料）を支払わせ、それぞれの土地の権利関係を策定していった。清丈を機に、それまで旗が地局を通して全額徴収してきた蒙租は、奉天省側に4割を納めなければならなくなった〔『懷徳県志續修卷五財政』51ページ〕。前後して奉天省は、旗民が設置していた小地局を整理・統合していった。

「調査資料」によれば、この際、省側が「民戸ニ如何ニモ土地所有権ヲ取得セシムル如キ手續ヲ了セシメタタメ蒙民ニ清丈後ハ永租権ハ消滅シテ新タニ所有権ヲ認メタトノ誤解ヲ生セシメ」るような状況が生じていた〔興安局 1938b, 105〕。六県清丈の際、モンゴル人の生計地については「照費」のみ徴収し、「地価」を徴収しなかった。六県清丈後、モンゴル人は従来と同じく蒙租を免除されたものの、新たに県より畝捐を課されるようになった^(注25)。また昌図県では、丈放の際、清丈局の委員が、モンゴル人の生計地を土地使用者に払い下げる事態が各地で起きたため、モンゴル人が訴えでる騒ぎになった〔昌図県公署档案 案卷番号7610 關於旗局蒙人補報漏段請填丈単事宣〕。

六県清丈とは、当時奉天省政府が、ホルチン左翼三旗の開放蒙地において土地の権利関係を整理し、新たな土地制度を確立していこうとした一過程と見ることができよう^(注26)。ただし奉天省は、清丈後も王公収入となる蒙租を温存し、

またモンゴル人には蒙租を免除するなど、ある程度旧来の慣習を残していた。

これに対し、「蒙地整理案」は、六県清丈により、これらの開放蒙地の耕種者（いわゆる永佃権を有する者）は、丈放の際に一定の対価を支払い、従来の永佃権に比べてさらに強大なる権利、すなわち「所有権」と同一の権利を取得しつつあるとの判断を下したのであった〔土地制度調査會小委員会 1936, 11-16〕。

以上、「蒙地整理案」と「調査資料」の内容を検討してきた。当時、「蒙地整理案」は、満州国土地局の意に沿うべく、「近代的」土地所有体系の確立を念頭において、早急に作成されなければならなかった。そのため亀淵らの小委員会は、土地局の政策に適合するような省の訓令等を収集し、これをもとに「蒙地整理案」を作成した。それははからずもモンゴル側と対立していた民国政府、ないし省政府の政策を踏襲することになったのであった。一方「調査資料」は「蒙地整理案」と同時代の資料ではあったが、それとは異なる開放蒙地の姿を描き出していた。「調査資料」は、1930年代においてさえ、実際の開放蒙地に蒙租の習慣や借地養民制度など旧慣が色濃く残り、そこに清朝時代、民国時代の権利関係が重層的に展開していることを明らかにしていた。さらに、開放蒙地といえども、地域によって開墾の歴史的経緯や蒙租の形態もそれぞれ異なり、一様ではないことも示していた。これにより、「蒙地整理案」の内容が、現実に蒙地に展開した諸権利関係の実状と如何に大きくかけ離れていたかが理解されよう。これらの地域を「開放蒙地」と一括して処理すること自体、非常に困難な作業であったが、満州国政府は蒙地奉上にむけて、一気に開放蒙地

の処理を進めていったのである。

IV 蒙地奉上に至る過程

1. 各種懇談会の開催

1938年2月から6月にかけて、興安局の調査員は、各県で調査を実施し、「調査資料」の作成にあたっていた。この合間に興安局と中央・地方の関係部局は、十数回にわたる協議を行い、約1年をかけて「開放蒙地処理要綱」と「旧蒙古王公待遇要綱」を作成した〔興安局 1938c, 2〕。1938年8月より、政府は順次、旗行政に関わる機関・官吏を対象に懇談会を開き、これら2つの要綱を提示していった。まず、同年10月の蒙地奉上にむけ、同年8月9日、政府は、興安局並びに政府各部局関係者、開放蒙地に関わる各旗の日本人参事官、興安南・西省の参与官を集め、新京で「興安南省及省外蒙旗各旗参事官懇談会」を開催した〔興安局 1938c, 35-37〕。同懇談会では、総務庁長官の星野直樹は、民族協和の建国精神の必要性を説き、満州国は単一国家主義である以上、「国内蒙古民族ノ離満解體運動ハ絶対ニ許サルベキデハナイ」と述べた上で、モンゴル民族と他民族の最大の摩擦を取り除くために「開放蒙地処理要綱」を決定した、と述べた〔興安局 1938c, 29〕。また、同懇談会では、旗参事官が中央各部局に対して質疑・希望を述べたが、そのなかで参事官側からは、蒙地奉上が時期尚早であるとの意見や、モンゴル人が自発的に蒙地奉上を行う意思が希薄である状況や、彼らが今後すべての蒙地が奉上されるのではないかと不安を抱き、政府は蒙地奉上により漢人の厚生のみを図ったと見ていることなどが報告された〔興安局 1938c, 33-37〕。

続いて8月26日に、満州国政府は、中央から総務庁、内務局、興安局、地籍整理局、經濟部等の関係部局の責任者を、各旗からはモンゴル人旗長、内務・総務科長等をそれぞれ集め、「興安南省及省外蒙旗各旗長懇談会」（以下、旗長懇談会）を開催した。興安局の官吏としてジャガル（総裁）、ボヤンマンダホ（参与官）、呉椿齡（参事官）、チョグバートル（同）、ハーフンガ（事務官）が参加していた。

懇談会の午前の部では、まず総務庁長官の星野直樹が、満州国における民族協和と「遅れた」モンゴル人に対する指導の重要性について述べた。引き続き企画処長の伊吹幸隆は、今回、モンゴル人王公が「藩籍奉還」を行ったので、諸制度の改革が容易になったと述べ、今後「未利用地」の総合的開発計画を遂行するため、開放蒙地の奉上を急いだことを明らかにした[興安局 1938c, 44-47]。この懇談会をもって、満州国各機関とモンゴル人旗長の間で、最終的に蒙地奉上の合意が図られたのであった。

午後には、興安局総裁のジャガルが挨拶を述べた後、興安局と各旗のモンゴル人旗長との間に「質疑応答」が行われた。その内容について「記録集成」に収められた「質疑応答要旨」をもとに再構成することにした^(注27)。蒙地奉上に反対した興安北省省長の凌陞が処刑され（凌陞事件）、蒙政部が廃止されたことで、当時、モンゴル側は完全に押さえ込まれていた。そのため、旗長懇談会では、もはやモンゴル側から蒙地奉上に対する反対意見は出されなかった。特にここで問題となったのは、蒙地奉上の代償としてモンゴル側に支払われる補償金300万円の使途を巡ってである。まず、興安局参与官の白濱清澄は、この補償金の使い道について旗長

たちに意見を求めた。ホルチン左翼中旗旗長のスハラワジュールは300万円のうち半分を旗の行政費に、半分を「蒙古民族更生」の資金にあて、モンゴルにおける「貧、病、愚」の三病弊を癒すことを提案し、同後旗旗長のボニヤバスル、同前旗旗長のバヤル、フレー旗旗長のロブサンリンチンもこれに賛同した。ここで白濱は、補償金を全て関係各旗に還元するのではなく、その一部をモンゴル全体のために使用することについて、各旗代表に提案した。白濱の提案に対し、興安南省省長のシューミンガは、「民心ヲ安定セシムル必要アリ、奉上ヲ為シテ各旗ニ於イテ使用スルヲ可トス」と述べた^(注28)。これに対し興安局参与官のボヤンマンダホは、「民生更生資金ハ全額蒙古全体ノ為ニ使用スルヲ可トス」と反論した。このように両者の意見は対立したが、白濱は「省長[シューミンガ]と參與官[ボヤンマンダホ]ノ中間ヲ採リ、補償金額ノ一割程度、三〇萬圓位ヲ全蒙古ノ為ニ使ヒ、残りハ關係旗ニ還元セシムルコトトシテハ如何」と再び提案した。しかし、ボヤンマンダホはこれに納得せず、「補償金ハ奉上土地ノ代償ニ非ズ、必ズシモ關係旗ノミニ與フルノ必要ナシ」と述べた。これに対しシューミンガは、「個人的感情ヲ以テ対立スルニ非ズ、地方官トシテ民心ノ動揺ヲ恐ルルガ故ナリ」と付け加えた。このようにボヤンマンダホとシューミンガの意見は対立したが、白濱は、明日、総裁を交え両者のあいだで再度協議することを提案し、懇談会を閉会したのであった。ボヤンマンダホは、1936年に開催された土地制度調査会第1回会議にも蒙政部民政司長として参加しており、満州国の施策についてかなりの程度把握していた。ボヤンマンダホの伝記によれば、彼は懇談

会に先んじて、マニバトラ（興安南省民政庁長）、サガラジャブ（興安局参事官）、ウンドゥス（同職員）、サンジェジャブ（同）等のモンゴル人官吏を集めて補償金の分配に関する相談をしていた。ところが旗長懇談会ではボヤンマンダホの意見は旧王公（シューミンガを指すものと考えられる）に受け入れられず、会議終了後に白濱の仲裁により、マニバトラ、ウンドゥス、サガラジャブ、サンジェジャブ等が旧王公に説得を試み、ようやく合意に至ったという〔博和・薩音 1999, 60-64〕^(註29)。最終的に満州国政府は、補償金 300 万円のうち、半分を各旗に分配し、半分をモンゴル人の文化・経済振興を目的とする「財団法人蒙民厚生会」の設立にあててことを決定した〔興安局 1938c, 15〕。なお、蒙民厚生会の理事長にはシューミンガ、理事にマニバトラが就任した。補償金を巡るボヤンマンダホとシューミンガの対立は、両者の意見の折衷案を採用することで決着が図られた。このように蒙地奉上が比較的容易に進んだ背景には、凌陞事件、蒙政部廃止のほか、会議に参加したモンゴル人旗長のうち、約半数が世襲の旧王公ではなく満州国政府が任命した官吏に交代していたことや、ボヤンマンダホなどモンゴル人官吏が台頭してきたこととも関連があるであろう。

続いて同年 9 月 13 日、政府は、総理官邸にて満州国政府各部局の職員、各旗旧王公を集め、「旧蒙古王公代表懇談会」を開いた。このように、旧王公に対する説明が後回しにされたことは、清末・民国時代に引き続き、満州国時代、モンゴル人旧王公のおかれた立場がさらに弱体化していたことを如実に示している。

以上の過程を経て、満州国政府は蒙地奉上にむけ、「開放蒙地処理要綱」および「旧蒙古王

公待遇要綱」を、旗参事官とモンゴル側に承認させていったのである。

2. 「開放蒙地処理要綱」——開放蒙地の処理方法策定——

それでは、「蒙地整理案」と「調査資料」を経て作成された、「開放蒙地処理要綱」および「旧蒙古王公待遇要綱」の 2 つの要綱は、どのような内容へと改編されたのか検討してゆくことにしたい。結論から述べると、「開放蒙地処理要綱」は、「蒙地整理案」の方針を大枠で踏襲し、「調査資料」を経て若干の変更が加えられたものの、大幅な変更が加えられることはなかった。「調査資料」の結果が反映されたのは以下の諸点である。

「蒙地整理案」は、開放蒙地の認定方法を明確に示さなかったが、最終的には、それぞれの土地で蒙租の賦課がなされているかどうかを判断基準となった。従って、ドゥルブド旗やイフミヤンガン旗の開放蒙地のように、従来蒙地であった地域でも、行政上、省の土地（省界地）や民地に区分され、調査の際に蒙租の設定が確認できなかった土地は、開放蒙地とは認められなかった。

次に「蒙地整理案」は、蒙租の国税化と同時に蒙租徴租局廃止を提示していた。これに加え、「開放蒙地処理要綱」は、従来旗が開放蒙地において賦課してきた各種税捐をも国税化していくことを盛り込んだ。従来、ジリム盟の各旗では、「営業税」、「粮石税」（穀物にかかる税）、「牲畜税」、「契税」（登録税に類似するもの）、「木税」（伐採した木材にかかる税）、「酒税」などの各種税捐を旗が徴収し、これを「税捐津貼」と称していた。また、ジャライド旗やドゥルブド旗では、漁獲高にかかる税として「漁利

租」を徴収していた。蒙地奉上を契機に、これら旗が徴収してきた税捐津貼や漁利租は国税へと一本化されていくことになる。これら蒙租、漁利租、税捐津貼など各種税捐の国税化により、旗の財政に不足が生じるため、政府は旗側に対し補償金支給を決定した。この補償金額の試算は、以下のような手順をもって決定された。まず、これまで旗側の収入となっていた蒙租、漁利租、税捐津貼などの補償金額は、旗の「応徴金額」（旗が賦課した金額）の8割を基準とした。これに、今後「未出放地」（開放蒙地において、報領されていない土地）の開放により生じる利益を加え、これを補償金額とした。政府の試算では総額337万元となったが、実際の補償金額は300万元に決定された。1939年以降、この補償金300万元のうち、半分は旗に、半分は蒙民厚生会に支給された^(注30)。政府はこれとは別に、開放蒙地におけるこれまでの蒙租滞納額の半分にあたる金額（50万元）を開放蒙地記念事業費として、記念事業の経営のために国庫から支出するとした〔興安局 1938c, 20〕。

「蒙地整理案」は、王公の生計地や寺の生計を維持するための寺廟地、王公の陵墓などは、そのままの状態を維持させるとし、また、開放蒙地における生計地に関しては、名義人にそのまま所有権を認めるとしていた。ところが、「調査資料」の調査の時点でさえ、開放蒙地における生計地の実態を把握しきれていなかった。「開放蒙地処理要綱」では、とりあえず開放蒙地におけるモンゴル人生計地、留界地、寺廟地は、奉上地域に含まない方針を示した。ただし原則として、モンゴル人が他人にこれらの土地を「私売」し、執照を発行し、蒙租を徴収してきた場合は、すでに本来の性質を失っているの

で奉上の対象となるとした〔興安局 1938c, 3-4〕。

その後、政府は各旗公署に対して生計地の調査を求め、1939年9月までに調査を完了させた。このときに作成されたのが「奉上開放地区域内生計地留界地調査表」（以下、留界地調査表）である〔興安局 1938c, 159〕^(注31)。「留界地調査表」からは、寺廟地や旧王公の陵墓の多くが、奉上対象地域から除外されたことが確認できる^(注32)。モンゴル人の生計地に関しては「留界地調査表」から推測する限り、旗によって判断基準が若干異なっていたようである。例えば、農安県におけるチメドサムピルの生計地5000晌はそのまま奉上対象から除かれている。また、民国時代に王公やモンゴル人が地券の発行を受けて土地を「所有」している場合は、奉上対象から省かれたと考えられる。このように、現時点では旗公署がどこまで厳密に陵界地や廟界地の土地権利関係を調査したかは明らかでなく、「開放蒙地処理要綱」の方針がどの程度各旗において貫徹したかどうかを確認することはできない。とはいえ、1939年の調査により、これら開放蒙地全体の土地所有権の認定基準は一応定まったといえよう。

3. 「蒙古王公待遇要綱」——モンゴル人王公に対する補償——

満州国政府は「開放蒙地処理要綱」のなかで、モンゴル王公が従来有してきた特権的權益を全て国家に奉上させるとした。「蒙地整理案」でも触れているように、政府は、この代償として「蒙古王公待遇要綱」により、興安局総裁名義の登録公債600万元を発行し、その利子を旧王公の生計費にあてるとした。この際、開放蒙地に関わる王公だけでなく、新たに興安西省に属

する旗の旧王公も「蒙古王公待遇要綱」の対象となった^(注33)。ここから、政府が今後の非開放蒙地における土地整理を視野に入れていたと解釈できるであろう。政府は、旧王公の認定のために「世襲の爵位」、「民国時代の官職」、「世襲ジャサク」という3つの基準と補償額を設定し、これに該当するものに旧王公生計費として支給することに決定した^(注34)。1932年の旗制により、すでに旧来の身分制度は廃止されていたが、38年の蒙地奉上により、モンゴル王公の従来の権益は完全に断ち切れ、名実ともに内モンゴル王公制度の廃止は決定的となるのである。

おわりに

内モンゴル東部地域は清代より開墾が進み、清末の「新政」を経て、民国時代に土地整理、および開墾が進められていた。1930年代、満州国政府が土地整理に着手した際、これら各時代の土地制度が重層的に展開し、複雑を極めていた。このような状況のなか、土地制度確立を急ぐ満州国政府は、比較的着手しやすい開放蒙地から処理を進めていくこととし、土地制度調査会小委員会が作成した「蒙地整理案」を地籍整理事業の指針とする。ところがその内容は、モンゴル側が対立してきた清末・民国時代の諸政策をそのまま踏襲するものであった。一方、同時代に興安局が作成した「調査資料」は、「蒙地整理案」の内容が、実際に開放蒙地に展開している権利関係とかけ離れていることを示していた。それにもかかわらず、満州国政府は「蒙地整理案」の方針を下敷きとした「開放蒙地整理要綱」を制定し、開放蒙地におけるモンゴル側の諸権利を放棄させることで、土地問題の決

着を図ったのであった。当時、蒙地奉上に対し、モンゴル側から大きな反対が起こらなかった背景として、凌陞事件と蒙政部廃止の与えた影響のほか、当時、満州国内では、旧王公にかわり、ボヤンマンダホなどのモンゴル人官吏が満州国政府の官吏として台頭しつつあったことも関係があるであろう。

1934年の「旗制」により王公制度は一応廃止されたものの、蒙地奉上が実施されるまで王公財政と旗財政は明確な区分がなされておらず、それゆえ旧王公は旗内において実質的な権限を保有し続けていた。ところが、1938年の「蒙古王公待遇要綱」により、旧王公は旗内における特権的権益を国家に移譲させられ、世襲も廃止されていく。このように蒙地奉上は、清朝以来受け継がれてきた王公制度を事実上廃止し、モンゴル社会を根本から転換させる土台を準備した。本稿では資料の限界もあり、蒙地奉上による旧王公の具体的な土地所有形態の変化にまでは踏み込むことはできなかった。また、本稿では検討することができなかったが、開放蒙地の奉上が満州国全体のなかでどのような意味を持ったかについては、今後の課題としたい。

1938年の蒙地奉上を契機に、これまでモンゴル人の土地であった開放蒙地は国家に奉上され、この時に定められた県（開放蒙地）と旗の境界線は現在も継承されている。これにより、開放蒙地はモンゴル人の手を離れることになったのである。

(注1) これ以降、かっこは省略する。

(注2) 満州国の地籍整理事業に関しては、江夏(1996)を参照されたい。

(注3) 蒙政部訓令民行第30號「旗員講習會開設ニ

關スル件」(『政府公報』第872號 1937年2月26日) 378～380ページ。

(注4) 錦熱蒙地の処理については、1936年11月の土地制度調査会第1回委員会において「錦、熱蒙地権利及貢納整理ニ關スル件」が決定され、同年12月「錦熱蒙地権利及貢納整理要綱」が策定された。

(注5) 天海謙三郎(1884～1962年)は、1906年東亜同文書院(第3期)卒業。1908年、満鉄に入社後、調査部に所属して「満州旧慣調査報告書 皇産」の作成に関わり、いったん退社後34年に満鉄に復帰し、満鉄経済調査会に所属していた[天海 1966, 857-858; 井村 1996, 717]。

(注6) 亀淵龍長(1880～1976年)は1904年東亜同文書院(第1期)卒業後、新聞社勤務、奉天蓋平県師範学堂の教習を経て、11年満鉄調査課に所属し、「満州旧慣調査報告書 蒙地」などを編纂した。1936年、満州国土地局顧問として土地制度調査会委員に加わった。その後、鳩山一郎主宰の中東海林公司に移り、ウスリー江珍宝島周辺の自然林買収に関わった[大学史編纂委員会 1982, 462]。

(注7) 杉本吉五郎は1899年東京明治法律学校卒業後、大蔵省臨時秩禄処分調査局を経て、1900年臨時台湾土地調査局に所属した。1907年東京外国語学校支那語科在学時より陸軍通訳を務め、1907年卒業後、1909年以降、関東都督府財務課課員となり、関東州の土地調査事業に深く関わった。1918年満鉄に入社、31年退社し、32年より満州国民政部土地局嘱託(同顧問)となる[滿洲帝國政府地籍整理局 1937, 26]。

(注8) 典とは、他人より一定の金銭の融通を受け、これに対し自己の不動産を使用収益させること。押とは、金銭の貸し入れに関し、一定の不動産を担保とすること。

(注9) 蒙地開放の際、旗は旗に籍のあるモンゴル人旗民に対し、生計のために一定の土地を分与したが、これを生計地という。

(注10) 興安局『開放蒙地資料第1輯 郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』1938年等の資料を指す。以下、それぞれ「調査資料第〇輯」と記す。ただし、第3輯については、開放蒙地別の調査は散見されるものの、今のところ未見である。

(注11) 他人の所有物を特定の人が一定期間目的を限定せず、一般的に使用・収益し得る権利。

(注12) チメドサムビルの側近の蘇資麟も「押租銀」の未収を強調したが、その他の事情に関しては、「事情に詳しき筈も多くを語らざりき」という状況であったという[「調査資料第1輯」34ページ]。

(注13) 徳惠県の例では、1914年以降、蒙租に軍費が付加されて1元(毎晌)となり、旗はそのうちの3割(3角)を取得した。1933年以降、国幣に換算し6対4の比率となった[「調査資料第1輯」91～92ページ]。なお、晌とは吉林以北モンゴル地方の単位であり、1晌は10畝(中畝)となる。

(注14) これまでチメドサムビルは、封建的領主の典型像とみなされてきたが、「調査資料」には、強制開墾に反対の立場をとった一面が記されている。ただし、ここでは土地開放の要因となったであろうチメドサムビルの負債については一切触れていない。ここから、興安局の調査は、旗内部の財政にまで踏み込むことが不可能であったと推測できる。

(注15) なお、遼寧県(ホルチン左翼中旗の開放蒙地)において、張学良やその親族などの有力者が所有していた土地(6万1403晌)も、満州国期、逆産として没収された[大同學院圖書部委員 1933, 303]。

(注16) 「金丹道事件」は1891年、内モンゴル南部のジョーオダ・ジョソト盟において、漢人とモンゴル人の間に争いが生じ、漢人がモンゴル人を襲撃した事件。

(注17) ハラチン(左・右・中)・トゥメド左右各旗は、清朝時代ジョーオダ盟に属しており、民国時代には熱河特別区(1928年熱河省に改編)に組み込まれた。満州国時代、ハラチン三旗は熱河省、トゥメド左右旗は錦州省に属していた。

(注18) 清末以降、泰来県において県により無断で蒙地開放が実施され、旗が抗議する事態が生じた[「調査資料第2輯」159～161ページ]。

(注19) 例えば、ゴルロス前旗の開放蒙地では45年に一度実施されることになっていた。

(注20) なお、シューミンガ(1876～1947年)はホルチン右翼後旗生れ、1913年協理タイジ、16年輔国公銜、31年蒙辺督辦公署蒙務処長、32年興安総署政務処長、34年蒙政部民政司長、36年興安南省長等、47年ホルチン右翼後旗公安により逮捕された後、処刑される。

(注21) 開放当時の押租銀と、1911～16年に徴収された蒙租は、旗の借金返済のため、県に送ったという

記述もある〔「調査資料第4輯」204ページ〕。

(注22) ただし「調査資料」のなかでは、オタイが参加した内外モンゴル独立運動は、「蒙乱」と記されている。

(注23) この他、黒龍江図書館に徳恵県の「調査資料」が所蔵されているようであるが、未見。

(注24) 1926年に、奉天省は、旗に対し地局を統合し、各県一地局とするように求めたが、王公の反対にあい、これらは温存された。なお、1934年にすべての地局は統合された〔興安局 1938b, 10-13〕。

(注25) また、昌図県の場合は、「民国時代より今日迄県に献捐を納入せざる數九萬天地あり如何に催促するも彼等は吾々は蒙古族なるが故に王様には納入するも民国には納入せずと主張し居り」、1936年頃でさえ「蒙古人が県の命令を聞かず如何しても献捐を収めざる」状況であった〔満洲帝國地方事情体系刊行會 1936, 33, 78〕。

(注26) 六県丈放に際して、当初、旗と省の間にはいかなる取り決めがあったかについては今のところ不明である。ホルチン左翼中旗ジャサクのナムジルスレンと張作霖との関係は相当緊密であった。1927年頃、旗は省に「章程」の修正を求めていた〔「奉天官地清丈局檔案 案卷番号 1818 達旗咨為丈放昌懷等県地畝對於蒙旗應有利權均末顧及追加由」〕。旗の要求は省に受け入れられなかったようである。

(注27) 興安局 (1938c, 47-51)。なお、ここでの議論は特に明記しない限り、同資料を用いることにする。

(注28) なお、元鎮東県地局長のシューミンガは、蒙地奉上の際、満州国が定めた旧王公の基準に当てはまらず、そのため補償金を受け取る権利がなかった。同会議でのシューミンガの意見は、このような彼の立場を反映していると考えられる。

(注29) 博和・薩音 (1999) はこれまでポヤンマンガホが発表した回想録に未公表の回想録を彼の子息達が編集したものである。ポヤンマンガホ (1886~1983年) は、ホルチン左翼前旗生れ。1931年内モンゴル自治軍に参加後、満州国時代、興安南省民政庁長、興安局参与官、興安総省長等を務めた。1945年以降、ハーフンガ等とともにモンゴル人民共和国との合併運動を行うが、果たせず、46年以降、東蒙自治政府主席、内蒙古自治運動連合会副主席、内モンゴル自治区人民政府参

事室主任、政協委員等を歴任する。

(注30) 蒙民厚生会は、1939年以降、モンゴル人を対象に、文化教育事業、産業・経済、保健衛生に関わる事業を援助した。同会の資金により、各種文化事業推進とモンゴル人に対する教育資金援助と日本留学が推進された。蒙地奉上の代償として、内モンゴルでは、相当数の知識人が生まれる結果となった。

(注31) ただし、「留界地調査表」に記される生計地面積とは、清末・民国時代に、省によって清丈等が実施されたものの、手続き上「所有権」が確定されなかった、もしくは清丈から漏れた土地を指す。

(注32) 清朝時代、旗地として設定された陵界地・墳墓の土地には、時代が下るにつれて耕作されるものが多かった。これら陵界地・墳墓や、モンゴル人が土地の神を祀った「オポー」の土地も、宗教に関わるものとみなされ、ほとんどが奉上天象地域から省かれた。

(注33) なお、当時ジャルド左翼・右翼旗、アルホルチン旗、バーリン左翼・右翼旗、ナイマン旗、オンニョード左旗、ヘシグテン旗が興安西省に属していた。

(注34) この背景には、1910年代の内外モンゴル独立運動の際、民国政府が、内モンゴル王公やモンゴル人旗民の帰順を図ろうとして爵位を乱発した歴史的経緯があった。ただし、このとき民国から与えられた爵位は一代限りとされた。なお、満州国政府は爵位認定の際、これら民国時代の爵位を基準とせず、清朝時代の爵位をもとに生計費支給者を決定した。例えば、シューミンガはタイジの身分出身であり、民国時代に輔国公の爵位を受けていたが、この場合は生計費の支給対象とはならなかった。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 天海謙三郎 1966. 『中國土地文書の研究』勁草書房。
安念一郎 1941. 「蒙地に於ける用語集解」『蒙古研究』
3(3) (12月) : 2-31.
井村哲郎 1996. 『満鉄調査部——関係者の証言——』
アジア経済研究所。
江夏由樹 1996. 「満洲国の地籍整理事業について——
『蒙地』と『皇産』の問題からみる——」『一橋大
学研究年報 経済学研究』(37) : 127-173.

- 康越 2000. 「張学良政権下の『興安屯墾区』開発事業」『大阪外国語大学言語社会学会誌 EX ORIENTE』(3): 133-158.
- 興安局 1938a. 『開放蒙地調査資料第6輯 吉林省乾安県開放蒙地調査報告書』.
- 1938b. 『開放蒙地調査資料第19輯 奉天省梨樹県開放蒙地調査報告書』.
- 1938c. 『開放蒙地奉上関係記録集成』.
- 1940. 『郭爾羅斯前旗 郭爾羅斯後旗 杜爾伯特旗 依克明安旗土地調査報告書』.
- 大同学編纂委員会 1982. 『創立八十周年記念誌 東亜同文書院大学史』 滬友会.
- 大同學院圖書部委員 1933. 『滿州國內各縣視察報告』 大同學院.
- 「調査資料第1輯」(興安局『開放蒙地資料第1輯 郭爾羅斯前旗開放蒙地調査報告書』1938年).
- 「調査資料第2輯」(興安局『開放蒙地資料第2輯 郭爾羅斯後旗・杜爾伯特旗・依克明安旗開放蒙地調査報告書』1938年).
- 「調査資料第4輯」(興安局『開放蒙地資料第4輯 西科中旗・前旗開放蒙地調査報告書』1938年).
- 「調査資料第5輯」(興安局『開放蒙地資料第5輯 西科後旗・扎賚特旗開放蒙地調査報告書』1938年).
- 土地局 1934. 『土地証明ノ調査及研究(黒龍江省)』.
- 土地制度調査會小委員会 1936. 『蒙地整理案』.
- 広川佐保 2000. 「モンゴル人の『満州国』参加と地域社会の変容——興安省の創設と土地制度改革を中心に——」『アジア経済』41(7)(7月): 2-31.
- 2001. 「ある興安省官吏の回想録」『近現代東北アジア地域史研究会 NEWS LETTER』(13).
- 藤波正直 1940. 「乾安県土地事情」『地政』5(5)(10月): 60-71.
- ブレンサイン, ホルジギン 1999. 「内モンゴル東部地域における農耕村落形成の一断面——ランブントブガチャーの事例分析から——」『史滴』(21): 1-24.
- 満洲帝國政府地籍整理局 1937. 『土地制度調査會第一回委員會議事速記録』.
- 満洲帝國總務廳 1934. 『最新滿州國人名鑑』 明文社.
- 満洲帝國地方事情体系刊行會 1936. 『滿洲帝國地方事情体系 奉天省昌圖県事情』.
- 南滿洲鐵道株式會社編纂(龜淵龍長筆) 1914. 『滿洲舊慣調査報告書前篇ノ内 蒙地』 滿洲日日新聞社.
- 南滿洲鐵道株式會社經濟調査會 1935. 『滿洲關係立案計劃編纂書類第四編第一卷 滿洲國土地方策』.
- 南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課 1929. 『興安屯墾區事情』.
- 吉田順一 1998. 「興安四省実態調査について——非開放蒙地の調査を中心に——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』(43): 57-71.
- 〈中国語・モンゴル語文献〉
- Bao dzi ming 1999. *Qorč'in-u mongrol tariyač in-u amidural*. Shenyang: Liyouning-un ündüsüten-ü keblel-ün qoriy-a. 1999.
- 博和・薩音 1999. 『博彥滿図生平事略』フフホト 内蒙古大学図書館.
- 「昌図県公署档案 案卷番号7610 關於旗局蒙人補報漏段請填丈单事宜」民国17(1928)年 遼寧省档案館.
- 「奉天官地清丈局档案 案卷番号1818 達旗咨為丈放昌懷等県地畝對於蒙旗應有利權均未顧及追加由」民国16(1927)年 遼寧省档案館.
- 『懷徳県志續修卷五 財政』民国18(1929)年.
- 科爾沁右翼前旗志編纂委員会 1991. 『科爾沁右翼前旗志』フフホト 内蒙古人民出版社.
- 田志和・馮学忠 1991. 『民国初年蒙旗“独立”事件研究』フフホト 内蒙古人民出版社.
- 王玉海 2000. 『發展与变革——清代内蒙古東部由牧向農的転型——』フフホト 内蒙古大学出版社.
- 大連市図書館社会科学参考部・黒龍江省図書館採編部 1983. 『旧滿洲東北地方文献目録』第二輯 大連市図書館.

【付記】 本稿は、富士ゼロックス小林節太郎記念基金より研究助成を受けて実施した研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)